

# 江津市の地域計画の策定と実行に向けて ～独自の人・農地施策の展開～

令和7年5月  
江津市農林水産課

# 説明内容

| 項目 |              |
|----|--------------|
| 1  | 江津市の紹介       |
| 2  | 江津市の地域計画について |
| 3  | “人”施策について    |
| 4  | “農地”施策について   |
| 5  | 今後の取組みについて   |

## 1 江津市の紹介



ごうつ  
江津市

島根県

人口

20,977人 (令和7年3月末現在)

位置

島根県の中央部のやや西寄りに位置

特徴

①80%が森林。広島県を源流とする江の川が市の中央部を流れ、江の川やその支流に沿って農地が点在

②まとまった農地は40haが最大で、典型的な中山間地域

③耕地面積585ha、基幹作物は水稻218ha

④有機農業を推進(耕地面積に占める有機JAS面積の比率8%、全国8位)

令和6年6月にオーガニックビレッジ宣言

⑤農業算出額14億円

(県内12位、全国1,144位)



県央に位置

## 2 江津市の地域計画について

|   |           |                |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 策定年月日     | 令和 6 年 7 月 1 日 |
| 2 | 地区数       | 9              |
| 3 | 農地面積      | 4 3 2 ha       |
| 4 | 農業を担う者    | 7 4 人          |
| 5 | 担う者位置付け農地 | 2 3 7 ha       |

[参考]

- ・本市の担う者が位置付けられた農地の割合 5 5 %  
中国・四国ブロックの状況 3 9.9 %

地域計画の9地区の状況について（R6.7.1時点）

| エリア名  | ビジョン                             | 対象農地面積(ha) |            |            |       | 地域の農業を担う者数(人)<br>( )は法人数 |             |           |        | エリア別<br>集積率<br>※2 |
|-------|----------------------------------|------------|------------|------------|-------|--------------------------|-------------|-----------|--------|-------------------|
|       |                                  | ブルー<br>ゾーン | グレー<br>ゾーン | レッド<br>ゾーン | 合計    | 認定<br>農業者                | 認定新規<br>就農者 | その他<br>※1 | 合計     |                   |
| 川越    | 有機露地野菜等の拡大                       | 55.1       | 6.7        | 4.7        | 66.5  | 4(4)                     | 0           | 3(1)      | 7(5)   | 48%               |
| 谷住郷   | 水稻、有機農産物、茶、産<br>直野菜等多様な農業展開      | 11         | 7.9        | 13.5       | 32.4  | 3(3)                     | 0           | 6         | 9(3)   | 32%               |
| 小田・今田 | 高収益化・有機JASほ場の<br>拡大              | 58.5       | 0          | 0          | 58.5  | 3(2)                     | 0           | 1         | 4(2)   | 86%               |
| 市山・長谷 | 担い手への農地集約と既<br>存農家の営農継続          | 25.8       | 8.3        | 13.4       | 47.5  | 4(3)                     | 0           | 9         | 13(3)  | 37%               |
| 山の内   | 有機葉物野菜の生産拠点                      | 4.6        | 0          | 0          | 4.6   | 1                        | 0           | 0         | 1      | 66%               |
| 江津西   | 施設園芸の拠点化と稲作<br>の継続               | 3          | 5.8        | 18.1       | 26.9  | 5(3)                     | 2           | 3         | 10(3)  | 39%               |
| 松平・江津 | 担い手による水害回避作<br>物等の導入による営農継<br>続  | 37         | 12.9       | 40.3       | 90.1  | 5(4)                     | 0           | 12        | 17(4)  | 61%               |
| 波積・都治 | 担い手による水稻の低コス<br>ト化生産             | 63.9       | 7.9        | 2.2        | 74    | 5(5)                     | 0           | 10(1)     | 15(6)  | 65%               |
| 跡市・有福 | まちづくり組織と農業の担<br>い手の連携による農地維<br>持 | 6.7        | 0.3        | 24.7       | 31.7  | 1                        | 3           | 8         | 12     | 33%               |
| 全域    |                                  | 265.7      | 49.7       | 116.9      | 432.2 | 17(11)                   | 5           | 52(2)     | 74(13) | 55%               |

※1 概ね1ha以上の耕作者

※2 エリアの対象農地面積に占める地域の農業を担う者の農地面積の割合

### 3 “人”施策について

既存の担い手と新たに“メガファーム”、“小さな担い手”を加えた  
3 階層の担い手で地域農業・農地を守る

本市の重層的な担い手の確保（体制）

| 区分 | 担い手区分                | 現状・背景                           | 役割                            | 地域計画のカバー範囲 |
|----|----------------------|---------------------------------|-------------------------------|------------|
| 新規 | メガファーム（中森農産）         | ・ 集落営農組織弱体化による農地の受け皿            | ・ 弱体化した担い手や担い手以外の農地の吸収による規模拡大 | ・ 複数の地区    |
| 既存 | 認定農業者・認定新規就農者（既存制度）  | ・ 現状維持または <b>農地の分散化で規模拡大に限界</b> | ・ 経営計画の実現過程での規模拡大（農地分散解消）     | ・ 単独地区内    |
| 新規 | 小さな担い手（概ね 1 ha の農業者） | ・ 既存の担い手だけでは守れない                | ・ 既存の担い手が参入できない農地を維持          | ・ 地区内の集落内  |

## 中森農産の会社概要

設立：平成29年 2 月    所在：埼玉県加須市  
従業員：19人    経営作物：米、麦、大豆他    経営面積：300ha

## 本市への参入のきっかけ、ポイント

- 1 農業機械や人材を有する農業法人の経営（継承）**
- 2 まとまった農地（の確保）**
- 3 県・市の積極的な誘致活動**

R3.8 県主催オンラインセミナー

R3.10 当市への視察・意見交換

農業参入・事業拡大を検討中の企業・農業法人様へ **オンライン開催**

# アグリビジネス候補地 オンライン視察セミナー

～農業参入する機会とビジネスモデル～

**2021 8/31 火** 17:00～18:30  
実施方法: ZOOM  
※視聴には、Zoomをインストールしていただく必要があります

**参加費 無料** 先着 50名 限定

**セミナーのポイント**

- ① 農業や地域の根本的課題解決へつながるアグリビジネスの実践事例紹介
- ② アグリビジネス参入のトレンドと事業機会の解説
- ③ 自治体、道の駅や食品スーパーなど地域の経営主体と連携した事業開発の方法
- ④ 大規模、消費地周辺、中山間、地元農家と連携…、各農地の特徴を活かした想定されるアグリビジネスの提案

**こんな方におすすめ**

- ☑ 農業参入も視野に新規事業を検討しており、農業ビジネスについて情報収集をしている方
- ☑ 本業の技術/商品/サービスを活用した農業参入を検討している方
- ☑ すでに取り組んでいる農業事業の拡大を検討しており、農地を探している方

**プログラム**

**第一部 (30min)**  
新時代アグリビジネス  
—これからの農業ビジネスと地域における事業機会—  
アグリビジネス参入のトレンドと事業機会をお伝えします。

**第二部 (60min)**  
アグリビジネス候補地のオンライン視察と  
各農地で狙えるアグリビジネスの可能性  
現在、企業誘致をしている自治体様から具体的な農地や支援を紹介いたします。また、各農地に適したアグリビジネスや県の支援について解説します

**講師プロフィール**

大阪府立大学経済学部卒業後、松下電工(株)入社。2006年に熊本市総合研究所に入社し、農業・食品リサイクルビジネス支援チームで企業向け農業参入プログラムを確立し企業の農業ビジネスコンサルティングを開始。2013年に創業し、現職。大手IT企業、旅行会社、食品スーパー、飲食会社、食料販売、食品メーカー、食品卸企業、広告代理店など大手企業のアグリビジネス参入コンサルティングや、大規模農業法人の経営コンサルティング、農林水産省はじめ自治体の新事業策定や農産物マーケティング、地域活性化プロジェクトを手掛ける。

**【第二部ゲスト】**

- 島根県大田市
- 江津市
- 益田市
- 松江副都心 島根県農林水産部産地支援課水田園芸 G: 水田園芸の可能性
- 宮崎 GL 島根県農林水産部産地支援課有機 G: 有機農業の可能性



場所：江津市内

## R5.7 同社と市内農業法人等との 意見交換



場所：江津市内

## R5.10 同社と連携を進める県外法人へ の調査・意見交換



場所：栃木県

# R7.2.5 同社との「中山間地農業の収益力向上に関する」連携協定の締結



左から、市／河野参事、中村市長、中森農産／佐藤執行役員、中森社長

**地域活性化起業人制度とは** 企業派遣型（H26～）・副業型（R6～）

- 三大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が、協定書に基づき、社員を地方自治体に一定期間（6か月から3年）派遣  
※副業型は社員個人と自治体が契約を結び、自治体の業務に従事
- 地方自治体が取組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る
- 地方自治体が負担する派遣期間中の社員の給与等に係る経費については、国により支援 上限額 年間560万円／人等

※1 三大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
※2 派遣期間中の社員の給与等に係る経費については、企業と自治体の協定により決定することとなります。

**活動内容（例）**

- DMO設立などの観光振興
- 自治体DXや地域課題解決のためのDX
- 地場産品の開発・販路拡大
- 地域経済の活性化
- 移住促進・交流人口の拡大

**期 間** 6か月～3年

**派遣企業** 多様な経験による人材の育成、企業の社会貢献、新しい地域との関係構築などのニーズ

**自治体** 国民のスペシャリスト人材を活用したいニーズ

（協定締結）

※ 副業型は社員個人と自治体との契約となります。

**派遣対象者** 三大都市圏に所在する企業の社員  
※三大都市圏に本社機能を持つ企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

**導入自治体** ① 三大都市圏外の市町村  
② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取組む市町村及び人口減少率が高い市町村 } 1,432市町村

- ・ 連携項目

①有機農業の拡大

・ 有機米の実証と拡大

②担い手及び地域農業者との連携強化

・ 交流会や勉強会の開催
- ・ 地域活性化起業人制度（総務省）に基づく協定締結

・ 中森農産の社員1人を本市に派遣（3年間を予定）

## R7.2.23 市内農業法人（農事組合法人）の経営継承と株式会社化



左から、佐々木監事、中森代表取締役、天野取締役、佐藤取締役

※新会社の役職名を記載

- ・ 後継者不在等で経営継続が困難な集落営農法人（農事組合法人）の経営を継承、更に市内外の農地集積による規模拡大を計画

※継承時（R7）30ha ⇒ 目標（R12）100ha

- ・ R7.4に株式会社へ組織変更、旧法人の役員を経営に参画させることで、地域との連携体制を維持



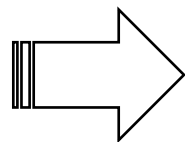
R7.5.9 江津市都治町地内

- ・ 有機米の栽培のスタート（2 ha）  
紙マルチ田植機の活用による雑草抑制
- ・ 有機米の比率を将来的に50%へ

## 4 “農地”施策について

地域の合意

(合意を得ても実行できなかったケースも...)



担い手の意向を優先

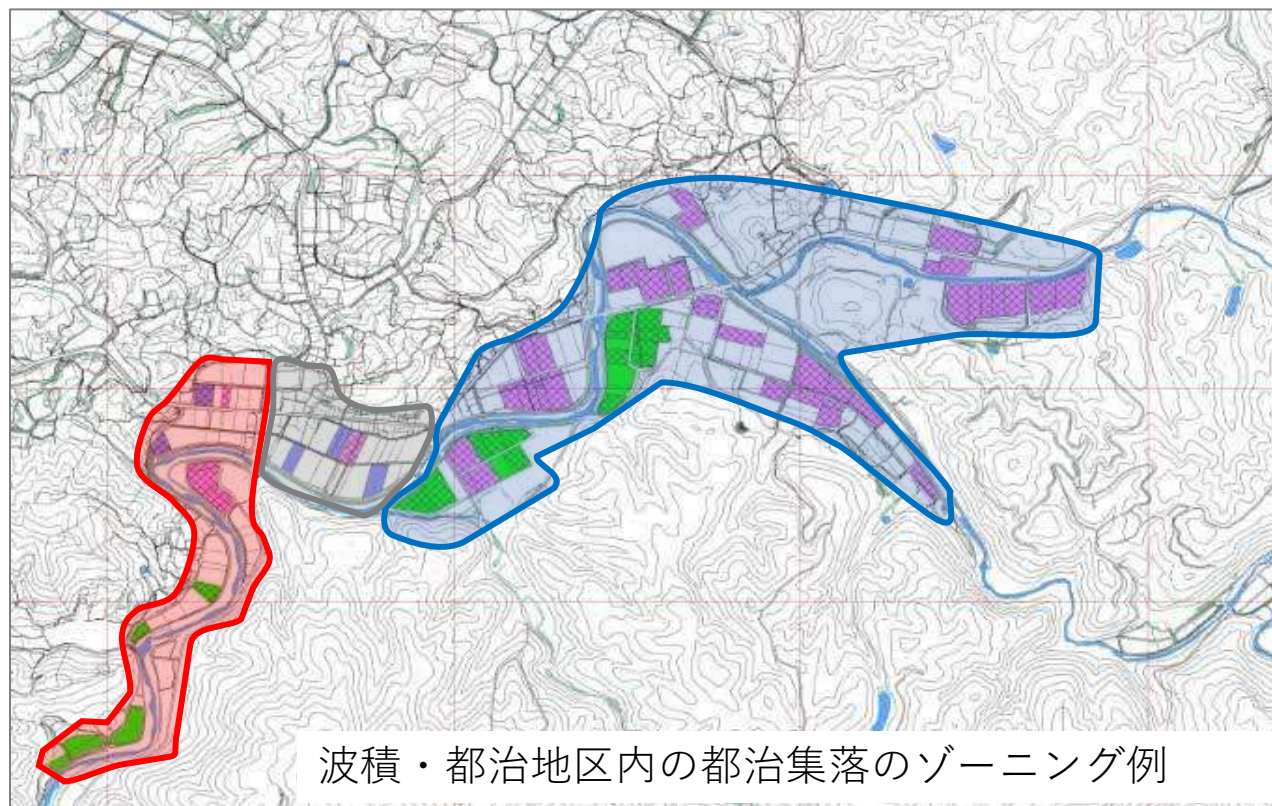
**将来の農地の守り方を施策として描きやすい**

< 担い手の参入のしやすさを3色で色分け >

**ブルーゾーン**：現在及び将来、担い手が守ることが可能な農地

**グレーゾーン**：担い手の参入課題を解消すれば、将来、担い手が守ることが可能な農地

**レッドゾーン**：現時点、将来ともに、担い手が守ることが困難な農地



波積・都治地区内の都治集落のゾーニング例

## ブルーゾーン

### 農用地利用協定の作成

- ・ 白地農地解消に向け、目標地図のブラッシュアップ
- ・ 農家による耕作が困難になった農地が、速やか・確実に担い手に集積される仕組みづくり
- ・ 市他4者が、将来の耕作者や集積目標等を明文化し共有

## グレーゾーン

### ブルーゾーン移行調整

- ・ 担い手の参入の支障を解消し、ブルーゾーンへ

〔参考〕 参入の支障

- ①除草作業
  - ②水管理
  - ③獣害柵の見回り
- 以上が非協力的な集落
- ④農業機械がすんなり入らない
  - ⑤特定の担い手を指名

## レッドゾーン

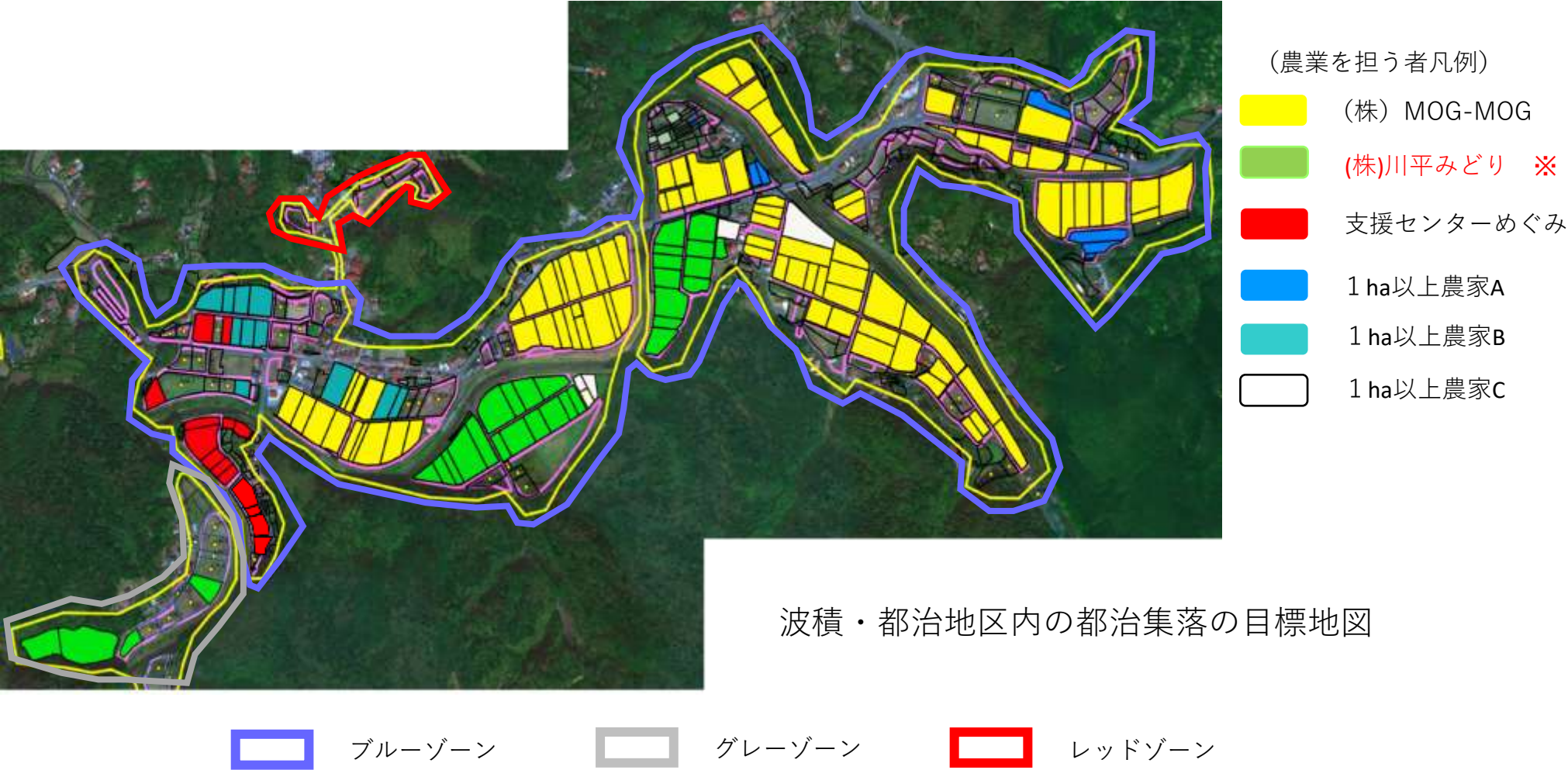
### 営農継続支援

- ・ 集落の自主的な取組や粗放的な管理支援
- ・ 令和6年度から最適土地利用総合対策（5年間）の採択、活用

〔概要〕

- ①総事業費：47,452千円
- ②対象地区：策定した地域計画9地区の内7地区
- ③内容：粗放的な農業利用の実証対策他

ブルーゾーンでは、農地交換等により、担う者への農地集約を推進



※中森農産が経営継承（農地の全部継承）し、農事組合法人を株式会社化

- 1. 目的  
当市が独自に定めた人・農地利用ゾーニングにおけるブルーゾーン内の耕作者が事故や高齢化などにより耕作が継続不可能となった場合に、その農地を受託し、継続して耕作（維持管理含む）する者を定め、協定参加者で文書により確認するもの
- 2. 範囲 原則として、ブルーゾーン単位
- 3. 協定参加者（それぞれについて、実名を記載（③～⑤は担当委員・職員等））
  - ① 地元組織（農地所有者他）
  - ② 地域内の農業を担う者（原則として地域計画に記された者）
  - ③ 農業委員会
  - ④ 農地中間管理機構（しまね農業振興公社）
  - ⑤ 江津市
- 4. 協定の作成  
上記3の①②が中心になって、③～⑤の協力を得ながら話し合い、合意した内容を協定書（参考様式1）に記載
- 5. 対象農用地面積及び集積目標  
協定農地についての下限面積はなし。上記3の②「地域内の農業を担う者」が協定農地の相当部分を担うことが望ましいが、集積割合についての下限割合はなし、協定ごとに可能な目標を設定
- 7. 有効期間 原則5～10年間
- 8. 協定の認定 特に認定要件はなし（農業委員会で報告）
- 9. 付属すべき資料  
農用地利用計画（一筆毎に現行耕作者と目標年の耕作者を記載…参考様式2）、当該計画を地図化したもの
- 10. 地域計画との関係性 作成した農用地利用協定の内容は、地域計画（目標地図等）に反映

参考様式 1 農用地利用協定

農用地利用協定（案）

この協定は、協定参加者が互いに連携・協力し、下記の地域計画内の農用地を将来にわたって、安定的に守るために合意した事項を定めるものとする。

記

1 協定の対象となる地区名及び集落名  
地域計画名：○○○○エリア  
集落名：○○

2 対象農用地の範囲  
別図のとおり

3 対象農用地の面積  
( ) ha

4 協定の期間  
令和( )年度から令和( )年度（※）まで  
※終期設定理由：○○○○○○

5 協定期間内の農業を担う者への集積目標  
(現状 R〇)( ) ha (目標 R〇)( ) ha ※詳細は農用地利用計画に記載

6 役割分担

| 協定参加者                                                   | 役割                                                                                          |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地区内の農地利用を調整する地元組織<br><small>（組織名：農地所有者等協議会等も記載）</small> | ・地域内耕作者及び農地所有者、地区内農地の利用状況の把握に努める<br>・耕作が困難となる農地が生じた場合は、農地利用の継続に向けて、すみやかに組織内及び協定参加者との情報共有を図る |
| 地域内の農業を担う者                                              | ・耕作が困難となる農地が生じた場合は、相互に協力・調整し、農地利用の継続を図る                                                     |
| 江津市農業委員会                                                | ・耕作が困難となる農地が生じた場合は、出し手、受け手の意向把握と利用調整等を行い、農地中間管理機構への貸借を促す                                    |
| 農地中間管理機構<br>（しまね農業振興公社）                                 | ・耕作が困難となる農地が生じた場合は、当該農地について農地中間管理事業を主体的に推進する                                                |
| 江津市                                                     | ・耕作が困難となる農地が生じた場合は、地元組織からの情報共有に合わせて協定参加者との話し合いの場を設ける                                        |

令和〇〇年〇月〇日

協定参加者

- 地区内の農地利用を調整する地元組織  
（農地所有者等組織名を記載）  
（役職等） (〇〇 〇〇)
- 地域内の農業を担う者  
〇〇 〇〇：※ ha  
〇〇 〇〇：※ ha  
〇〇 〇〇：※ ha  
※：集積目標年の引受希望等面積を記載
- 江津市農業委員会  
農業委員（または農地利用最適化推進委員）  
〇〇 〇〇
- 農地中間管理機構（しまね農業振興公社）  
農地集積相談員  
〇〇 〇〇
- 江津市  
江津市農林水産課長 〇〇 〇〇

〇〇 〇〇は実名を記載

## 桜江江尾集落の「農用地利用協定」の締結の事例

圃場整備事業導入計画が担い手参入のインセンティブになり、白地農地の解消へ

参考様式 2 農用地利用計画

[illegible]

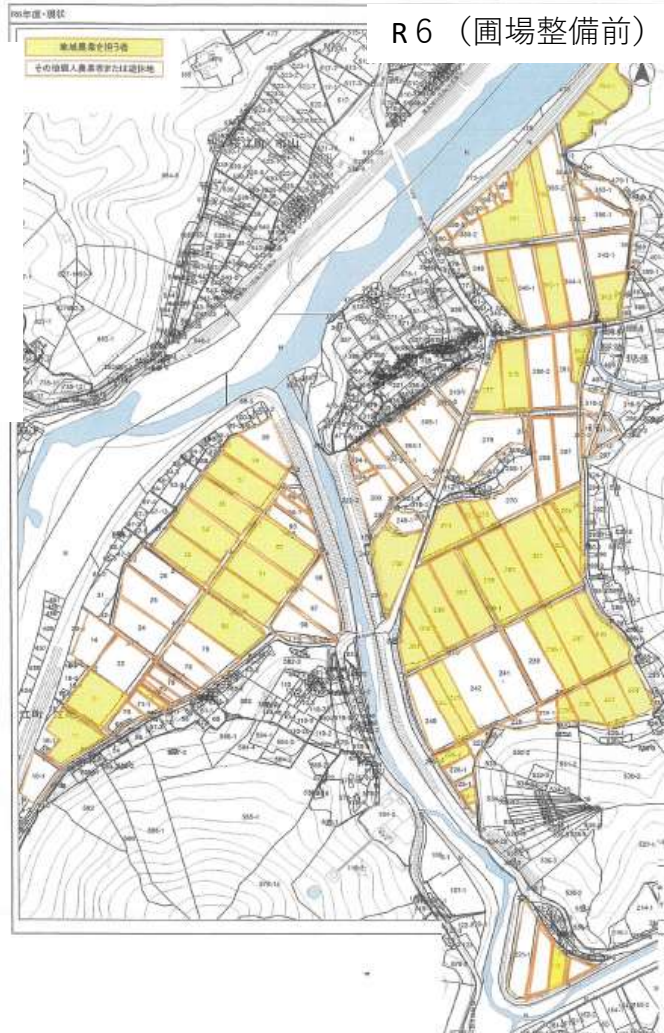
協定内の農地情報（一筆毎）  
を記載

現行の耕作者を記載

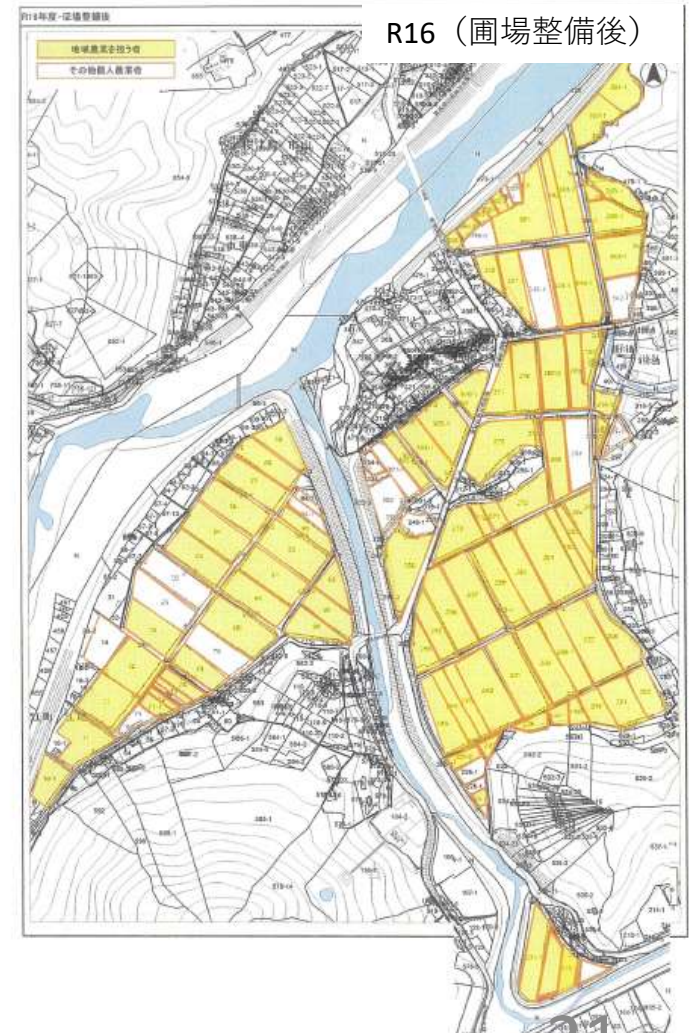
目標年の耕作者を記載

参考様式 2 農用地利用計画を地図化（左：現行年、右：目標年）

R 6 (圃場整備前)



R16 (圃場整備後)



## 5 今後の取組みについて

## 1 目標地図をベースにした農業者等との話合いの継続

⇒ 地域計画は、“住民対話”のためのきっかけ・ツール

## 2 担い手の三層構造の維持・結びつき強化

⇒ メガファームとの連携体制（規模拡大サポート等）の構築

## 3 “白地農地”（将来の耕作者未定農地）の解消

⇒ 農用地利用協定の作成を通じた地権者及び耕作者との調整